

# 役員・評議員及び外部委員等の報酬 等に関する規程

社会福祉法人薰風会

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人薰風会（以下「当法人」という）の役員、評議員及び外部委員等の報酬等について定めるものとする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 外部委員とは、評議員選任・解任委員会運営細則に定める、外部委員をいう。
- (3) 常勤役員とは、評議員会で選任された役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (4) 非常勤役員とは、常勤役員以外の者をいう。

(報酬等の支給)

第3条 役員等には、勤務形態に応じて、次の通り報酬等を支給する。

- (1) 常勤役員については、報酬を支給する。
  - (2) 非常勤役員等については、業務に応じた報酬を支給する。
- 2 決議の省略のみの議案の場合は、役員等への報酬は支給しない。
- 3 役員に対しては支払い報酬の総額は600万円を上限とし、理事に対しての支払い報酬の総額は450万円を上限とし、監事に対しての支払い報酬の総額は150万円を上限とする。

(役員等及び外部委員等の報酬等の算定方法)

第4条 役員等及び外部委員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 当法人及び理事長が招集した会議への出席報酬については、別表1に定める額。
- (2) 業務報酬については、別表2に定める額。

(報酬等の支給方法)

第5条 常勤役員等に対する報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める時期とする。

- (1) 報酬については、毎月末日とする。ただし、支給日が銀行休業日の場合は、前営業日とする。
- 2 非常勤役員及び外部委員等に対する報酬は、当該会議等に出席した都度、支給する。
- 3 報酬は現金により本人に支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。

4 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときには、立替金、積立金等を控除して支給する。

(出張旅費)

第6条 役員及び外部委員等が、法人業務のため出張する場合は、当法人旅費規程により支給することができる。

2 旅費は、実費を支給する。

3 業務遂行に必要な経費を、実費を原則として支給できる。

4 旅費等は原則として、出張終了後に支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後に精算することができる。

(報酬等の日割り計算)

第7条 新たに常勤役員に就任した者には、その日から報酬を支給する。

2 常勤役員が退任、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。

3 月の中途中における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

4 本条第2項の規定にかかわらず、常勤役員が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

(端数の処理)

第8条 この規程により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、次のとおり端数処理を行う。

(1) 50銭未満の端数については、これを切り捨てる。

(2) 50銭以上1円未満の端数については、これを1円に切り上げる。

(公表)

第9条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

## 附則

この規程は、平成 30 年 5 月 31 日より適用する。  
この規程は、令和元年 6 月 4 日より改定する。  
この規程は、令和 2 年 11 月 10 日より改定する。  
この規程は、令和 3 年 6 月 23 日より改定する。  
この規程は、令和 5 年 6 月 20 日より改定する。

別表 1（会議等の出席報酬）

出席会議名	報酬の額
理事会	時間あたり 5,000 円
評議員会	時間あたり 5,000 円
評議員選任解任委員会	時間あたり 5,000 円

別表 2（業務報酬）

業務内容	報酬の額
理事長業務	月額 100,000 円
理事及び評議員業務	日額 10,000 円
監事監査指導	日額 10,000 円
苦情対応第三者委員会業務	日額 5,000 円